

平成25年10月1日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 横地 清明

工事現場における現場代理人の常駐義務の取扱いの一部改正について（通知）

平素は入札契約事務及び工事現場施工管理にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。このことについて、平成25年10月1日以降に発注する建設工事から、下記のとおり改正します。建設業者の皆様におかれましては、改正の趣旨、内容をご理解いただくとともに、ご協力をお願いします。

記

豊田市内の建設工事において、以下の場合に、現場代理人の複数の工事の兼務を認める。

- (1) 当初設計金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が2,500万円未満の建設工事（1件）との現場代理人の兼務を可能とする。
- (2) 契約金額が2,500万円以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (3) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

適用時期

平成25年10月1日以降発注の建設工事

注意事項

- ・上記（1）の当初設計金額が500万円未満の建設工事については、契約金額が500万円を超えた場合であっても現場代理人の兼務を認める。
- ・上記（1）の契約金額が2,500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が2,500万円を超えた時点で、現場代理人の兼務を認めない。
- ・引き続き、平成22年4月1日に適用した現場代理人及び主任技術者に関する特約条項において、当初設計金額が500万円未満の建設工事には現場責任者を配置することを規定する。なお、現場責任者と現場代理人を兼務する場合、現場代理人の兼務届を提出すること。

【参考 改正前】

以下の場合に、現場代理人の複数の工事の兼務を認める。

- (1) 当初設計金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が2,500万円未満の建設工事（1件）との現場代理人の兼務を可能とする。
- (2) 同時に兼務できる建設工事の数は、2件までとする。ただし、いずれも豊田市発注の建設工事であること。
- (3) 契約金額が2,500万円以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (4) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

適用時期

平成22年4月1日以降発注の建設工事

【問合わせ先】 総務部技術管理課 (電話) 0565 (34) 6612
総務部契約課 (電話) 0565 (34) 6616
(上下水) 総務課 (電話) 0565 (34) 6653